

「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーン業務仕様書

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店、宿泊施設の休業や外出自粛に伴い、県産農水産物の需要減少や販売価格の低下が生じており、これから旬を迎える三重県の誇る県産農水産物の滞留が懸念されています。そのため、県では県産農水産物の消費を喚起し、販売促進を図ることとし、県内量販店と連携してキャンペーンを実施します。キャンペーンを通じて、オール三重で旬の食材を食べて生産者を応援するとともに、県産農水産物や生産現場への関心・理解を深めてもらうこととします。

2 業務内容

受注者は、県内量販店において、県産農水産物の消費喚起を目的としたキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施します。

その取組概要は、別紙1のとおりとし、このキャンペーンの実施にあたり、次の（1）～（6）の取組について委託するので、その内容について提案してください。

（1）県内量販店におけるキャンペーンの実施

ア 県内量販店へのキャンペーン参加の働きかけ

受注者は、キャンペーンの開始までに県内量販店にキャンペーンの周知を行うとともに発注者から協力要請をした県内量販店（別紙2 県内量販店協力要請予定一覧表）にキャンペーンへの参加を働きかけてください。

※1 発注者から県内量販店にキャンペーンへの参加について、協力を要請します。

※2 発注者が、キャンペーンに参加する県内量販店においてキャンペーンで販売する県産農水産物（以下「キャンペーン対象商品」という。）を仕入れるために要した経費の30%を補助することとしているため、キャンペーン対象商品は、参加店舗の買い取りとなります。

イ 県内量販店に対するキャンペーン及び補助金についての説明会の開催

受注者は、県内量販店に対してキャンペーン及び補助金についての説明会をキャンペーン開始までに1回以上開催することとします。

なお、ビデオ会議システムを活用する等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえることとし、会場、実施時期、開催方法などについては、発注者と協議の上、決定することとします。

ウ キャンペーン参加の受付・問い合わせ対応

キャンペーンの参加にあたっては、県内量販店から申請書を提出させるものとし、受注者は、郵送等により提出された申請書を受け付けてください。

なお、県内量販店からのキャンペーンに関する問い合わせにも対応してください。

エ キャンペーンの運営

- ① 受注者は事業計画書を作成し、発注者と協議の上、事業を実施するものとし、ます。
- ② キャンペーンは令和3年2月末日までに、秋、冬の2回開催することとし、それぞれ1か月程度の開催とします。
1回目の秋キャンペーンは令和2年11月20日までに開始してください。
2回目の冬キャンペーンは、1月下旬の開始を目途としてください。
- ③ キャンペーンの効果を高めるためのキャッチコピー等の設定は、受注者が行い、発注者と相談の上、決定することとします。
- ④ キャンペーンの運営に際し、キャンペーンに参加する量販店（以下「参加店舗」という。）からの負担金等は徴収せず、キャンペーンに係る費用は受託した費用で賄うものとし、ます。
- ⑤ キャンペーン期間中、1～2週間に1回程度、参加店舗のキャンペーンの実施状況等の確認を行うとともに、発注者に報告してください。
- ⑥ キャンペーン期間中、参加店舗からの県産農水産物の購入にかかる問い合わせについて、県庁関係各課と連携して、県内の生産者や生産団体等からの購入等のサポートを行い、県産農水産物の利用促進を図ってください。
- ⑦ 受注者は、参加店舗の利用者が安心して利用できるよう「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』～県民の皆様へ命と健康を守るために」に沿った感染防止対策をした上で営業するよう参加店舗に促してください。

(2) 広報宣伝

受注者は、キャンペーンを効果的に実施するため、次の広報活動を行い、参加店舗の誘客を図ることとします。

なお、食材の特徴、歴史、農水産物のブランドイメージを感じられるものとし、県内の産地への理解が深まり、消費が促進されるものとして

ください。

ア キャンペーン特設WEBサイト及びSNSによる積極的な情報発信

キャンペーンの開始にあたり、特設WEBサイトを立ち上げ、参加店舗の利用者の参加を促す工夫をすることとします。

また、Web上に専用応募フォームを作成し、スマートフォン等、デジタル媒体で後述する特典への応募に参加できる方法をとってください。

なお、TwitterやFacebookなどのSNS等を活用して、積極的に情報発信する方法を提案してください。

イ 参加店舗におけるPR資材について

本キャンペーンを周知するチラシ及びポスター等の店舗PR資材を作成し、参加店舗へ配架することとします。

なお、店舗PR資材はキャンペーンのPR及び県産農水産物のブランドイメージや地産地消の推進、県産農水産物の消費喚起に資するようなデザイン性の高いものとし、発注者が指定するイラスト等も取込んだものとしてください。

また、チラシ及びポスター等については、参加店舗への配架だけでなく、広く周知する方法を提案してください。

ウ 広報活動への生産者や団体等の起用について

県産農水産物の魅力を効果的に発信するために、広報活動において生産者や団体等を起用するような内容を取り入れることとし、掲載媒体について、提案してください。

エ その他、効果的な広報活動の実施についての独自提案

三重県域を対象としている各種メディアを活用した発信など、本業務を効果的に広報する方法を提案してください。

(3) 特典の応募受付、特典の発送等業務

参加店舗の利用誘客を図るため、キャンペーン対象商品の購入者（以下「購入者」という。）を対象に特典を進呈することとします。

ア 特典の応募受付

受注者は、購入者を対象として、応募はがき及びキャンペーン特設WEBサイト等により特典の応募を受け付けるものとします。

イ キャンペーン対象商品とポイント付与

キャンペーン対象商品は、参加店舗で販売される一定金額以上の県産農水産物とし、購入することで、一定のポイントを取得できることとします。ポイントの付与方法等については、参加店舗、購入者の双方が利用しやすい方法を提案してください。

- ① シリアルナンバーを付与するなどして、キャンペーン対象商品あたり1度しか取得できないようにしてください。
- ② キャンペーン対象商品、金額、ポイント数については、契約後、参加する県内量販店の意向を踏まえたうえで、発注者と協議の上設定することとします。
- ③ 応募シール等を作成する場合は、受注者で作成し、参加店舗に配布してください。
- ④ キャンペーン対象商品への応募シールを貼付する場合は、参加店舗に依頼してください。

ウ 特典の進呈

受注者は、応募者にポイントと交換で特典を進呈してください。

- ① 特典の内容は地産地消の普及啓発に資する県産農水産物とし、ポイントの取得数に応じた内容としてください。
- ② 応募1件当たりの特典の平均金額は5,000円程度とし、総額は、秋キャンペーン及び冬キャンペーンそれぞれで5千万円（消費税込み）を上限とし、合計1億円（消費税込み）とします。
- ③ 特典とする商品、金額及びポイントの交換率等については、契約後、発注者と協議の上、設定することとします。
- ④ 特典の進呈にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法に基づく景品規制に留意してください。
- ⑤ キャンペーンごとにポイントと特典の交換を行ってください。

エ 特典の調達及び発送等の手配

特典の調達及び当選者への発送を行ってください。

オ その他

参加店舗の利用者のキャンペーンへの参加を促進するため、ポイントの付与や特典への応募について、効果的な方法を提案してください。

(4) アンケート調査の実施

ア 参加店舗の利用者へのアンケート

受注者は、キャンペーンの効果を測定するため、キャンペーン期間中に参加店舗の利用者を対象としたアンケート調査を実施してください。

アンケート項目の設定にあたっては、発注者と協議してください。

なお、アンケートの募集については、回収率の向上が見込める方法を提案してください。

イ 参加店舗へのアンケート

受注者は、キャンペーンの効果を測定するため、全てのキャンペーン終了後、全参加店舗を対象としたアンケート調査を実施してください。

アンケート項目の設定にあたっては、発注者と協議してください。

また、回収率の向上に努めてください。

(5) 事務関係業務の実施方法等

ア 業務運営計画書類に基づく業務運営

受注者は、発注者との委託契約締結後において、事業計画書を作成し、発注者の承認を受けた上で委託業務を運営してください。

イ 発注者との連携体制の確保

受注者は、委託業務の遂行に関して、常時、発注者との連絡体制を整え、情報の共有化を図るとともに、業務の遂行に関して見解や方針に食い違いが生じないようにしてください。

ウ 委託業務の進捗状況の管理

受注者は、事業計画書に基づき、常に委託業務の進捗状況を把握し、遅滞なく委託業務を遂行するため、適宜適切な措置を講じてください。

また、受注者は委託業務の進捗状況について発注者に定期的に報告するとともに、業務の遅延等が生じた場合又は見込まれる場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従ってください。

エ 申請書類等の適正な管理・保管

受注者は、申請者（参加店舗）から提出のあった各種書類について、提出者、提出年月日、書類の内容及び書類の保管場所等を電子データに記録し、常時、発注者及び申請者（参加店舗）からの求めに応じ検索できる体制を整えるとともに、毀損・紛失・処理漏れ等が生じないように、発注者が提供する一切の資料及び電子データとともに適正に管理してください。

(6) 仕様書記載外の提案

この仕様書に記載されていないことであっても、本仕様書の成果と同等以上の成果が得られるより効果的な提案があれば、企画提案書で積極的に提案してください。

3 契約上限額 139,961,800円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者に求める資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

(1) 委託業務名

「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーン委託業務

(2) 委託期間

契約の日から令和3年3月25日(木)まで

(3) 成果品

本業務の成果品として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出する。

(4) 成果品の提出期限

令和3年3月25日(木)

6 留意点及び業務実施上の条件等

(1) 情報セキュリティ対策等

ア 守秘義務及び資料転用の禁止

受注者は、委託業務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、申請者(参加店舗)から提出のあった各種書類並びに発注者が提供する一切の資料及び電子データを委託業務以外の目的で使用してはなりません。

また、契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とします。

イ 個人情報の保護

受注者は、個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)を遵守し、業務を履行してください。

なお、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。

ウ 事故等が発生した場合の取り扱い

受注者は、委託業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理により、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い対応するものとします。

なお、この場合において生じた費用（個人情報漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は全て受注者が負担するとともに、受注者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出しなければなりません。

エ 信用失墜行為の禁止

受注者は、委託業務の実施に当たり、申請者（参加店舗）及びその関係者と利害関係を持つ等、発注者の信用を失墜する行為を行ってはなりません。

オ 危機管理

受注者は、委託業務遂行中において、事故・災害等が発生した場合においても業務の遂行に支障を来すことがないような十分な対応策及び緊急時対応体制を整えなければなりません。

(2) その他

ア 委託業務の遂行にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合については、発注者との協議で決定することとします。

イ 本業務において撮影した県産品等（生産者、製造業者等の人物及び農水産物や加工品、料理等県産農水産物を使用したもの全て）の画像データ及び制作した各デザインデータ等委託業務の成果に関する著作権を含む権利については、三重県に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとしてCD-R等に保存し、三重県農林水産部水産振興課に納品してください。

なお、人物の撮影では被写体に対して「撮影行為」及び「県が各種広報活動等で活用する可能性があること」について、受注者の責任で書面同意を得てください。

ウ 本契約に基づく成果物（印刷物及び版下や各種デジタルデータ）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は成果物の引渡し完了と同時に三重県に譲渡され、三重県はその内容を改変できるものとします。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとします。

なお、第三者が権利を持つ素材を使う場合は、当該権利者と交渉してこの仕様書に示す使用範囲において三重県が使用できるようにしてください。

エ 本委託業務は国の会計実地検査の対象となりますので、委託業務に係る関係書類は業務終了年度から5年間（令和8年3月31日まで）保管しなければなりません。

また、受注者は、委託業務に係る会計実地検査が実施される場合には、発注者に協力しなければなりません。

7 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーン業務 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 企画性 県産農水産物の消費喚起につながる提案となっているか。
- (2) 的確性 提案の内容は仕様書と合致し、具体的に記述されているか。
- (3) 実現可能性 キャンペーンの運用の知識と経験を有するか。
- (4) 経済性 費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。
- (5) 業務推進体制 十分な業務受託体制となっているか。

8 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書について

ア 企画提案書

様式自由 A4版20ページ以内

電子メールによる提出可、印刷物を郵送する場合は、7部提出してください。

イ 業務執行体制及び業務執行スケジュール

ウ 費用内訳書（経費の内訳及び「消費税抜き」で表記してください。）

エ 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

オ 「登記事項証明書（現在事項証明書）」の写し

(2) 提出期限等

企画提案書等は、持参、郵送又は電子メールで提出してください。

（ファクシミリによる提出は受け付けないこととします。）

提出期間は令和2年10月20日（火）から令和2年10月22日（木）17時（必着）とします。

郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認してください。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部水産振興課水産流通班（県庁6階）
電話 059-224-2515
E-mail suiryu@pref.mie.lg.jp

9 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を実施し、最優秀受託候補者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を3者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

なお、提案が1者のみの場合は、プレゼンテーションによる審査に代えて、選定委員会で書類審査を実施します。

(1) 内容

プレゼンテーションは提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とします。

(2) 日時・場所

令和2年10月29日(木) 15時～ 三重県津市広明町13番地
三重県庁6階 農林水産部ミーティングルーム
(オンライン対応とします。)

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に、令和2年10月27日(火) 17時までに電子メールにて連絡します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの（有料））の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し（提示可）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- (5) 見積書（経費の内訳及び「消費税抜き」で表記してください。）

11 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は次のとおり必ず文書を提出して行ってください。

※電話でのご質問には、回答できませんのでご注意ください。

(1) 提出方法

ファクシミリ(059-224-2608)又はEメール(suiryu@pref.mie.lg.jp)で受け付けます。

(2) 提出期限

令和2年10月19日(月)15時まで

(3) 回答

令和2年10月21日(水)までに三重県HPにて回答を掲載します。

12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部水産振興課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りまゝ。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(4) 契約は、三重県農林水産部水産振興課において行います。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

15 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払

うものとしませう。

- ・当該企画提案コンペ結果の効果は、令和2年度9月補正予算発効時に生じます。

19 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部水産振興課

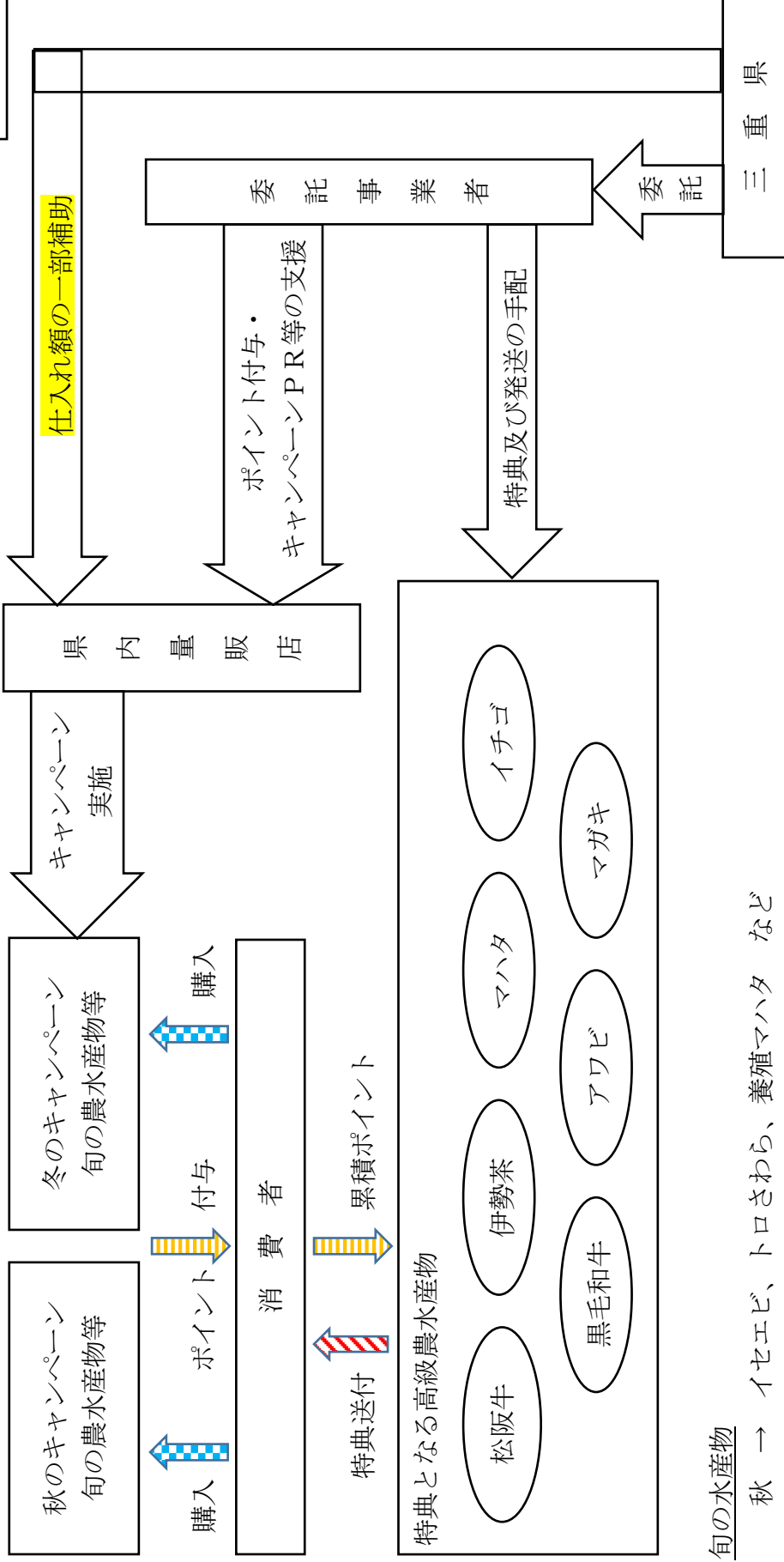
TEL：059-224-2515 FAX：059-224-2608

E-mail：suiryu@pref.mie.lg.jp

担当：伊藤（光）、程川

取組概要

別紙 1



旬の水産物

- 秋 → イセエビ、トロさわら、養殖マハタ など
- 冬 → トラフグ、ブリ、青さのり、マガキ など

旬の農産物 イチゴ (冬)、南紀みかん (冬) など

高級農産物 松阪牛、伊賀牛、黒毛和牛、熊野地鶏、伊勢茶 など

県内量販店協力要請予定一覧表

別紙2

広域			99	
イオンリテール株式会社	イオン	○	20	
	イオンスタイル			
マックスバリュ東海株式会社	マックスバリュ	○	46	
	ミセススマート			
株式会社オークワ	オークワ	○	26	
	プライスカット			
	スーパーセンターオークワ			
株式会社エーコープ近畿	Acoop	○	7	

県内			109	
株式会社一号館	一号館	○	27	
	F☆MART			
スーパーサンシ株式会社	スーパーサンシ	○	13	
株式会社マルヤス	マルヤス	○	12	
	コスモス			
株式会社げにや	げにや	○	2	
株式会社玉城	グッディ	○	4	
株式会社ぎゅーとら	ぎゅーとら	○	29	
株式会社とよはた	生鮮市場ベリー	○	3	
株式会社主婦の店	主婦の店	○	7	
生活協同組合コープみえ	コープのお店	○	2	
	サンバードコトブキ	○	4	南伊勢町
	長島ショッピング	○	2	紀北町
有限会社スーパー名門	スーパー名門神戸店	○	1	鈴鹿市
	ショッピングプラザエコータカオカ	○	1	松阪市
	スーパー香肌	○	1	松阪市
	味彩館キッチン海ものがたり	○	1	大台町

業務用食品関係			7	
株式会社タスカル	プロマーケット	○	7	

会社、店舗数	20	215
--------	----	-----